



平成31年度 厚生労働省 和歌山労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

ハローワーク特設会場にて、社会保険労務士による相談会を開催いたします

相談
無料

定期出張相談会

働き方改革関連法が2019年4月より順次施行されています。
社会保険労務士が働き方改革に関する一般的な相談に対応し、皆さまの課題解決に向けて、助言や提案をいたします。

お気軽に
社会保険労務士に
ご相談ください！

ご相談内容一例

- ✓ 年次有給休暇の義務化への対応
- ✓ 時間外労働の上限規制の対応
- ✓ 同一労働同一賃金に関する事
- ✓ 36協定の作成・見直し
- ✓ 就業規則・賃金規程の作成・見直し
- ✓ 賃金制度全般に関する事
- ✓ 労働時間制度全般
- ✓ 労働関係助成金に関する事



まずは、お気軽に相談窓口におこしく下さい

ハローワーク和歌山 (相談会 13:30～17:00)	9/ 6金	10/ 4金	11/ 1金	12/ 6金	1/10金	2/14金	3/ 6金
	9/20金	10/18金	11/15金	12/20金	1/17金	2/21金	3/13金
ハローワーク橋本 (相談会 9:00～11:30)	9/17火	10/15火	11/19火	12/17火	1/21火	2/18火	3/17火
ハローワーク海南 (相談会 13:30～17:00)	9/13金	10/17木	11/ 8金	12/ 6金	1/17金	2/17月	3/ 6金
	9/27金	10/25金	11/22金	12/20金	1/31金	2/28金	3/19木
ハローワーク湯浅 (相談会 13:30～17:00)	9/13金	10/11金	11/ 8金	12/13金	1/10金	2/14金	3/13金
ハローワーク御坊 (相談会 13:30～17:00)	9/ 2月	10/ 7月	11/ 5火	12/ 2月	1/ 7火	2/ 3月	3/ 2月
	9/17火	10/28月	11/18木	12/16月	1/20月	2/17月	3/16月
ハローワーク田辺 (相談会 13:30～17:00)	9/ 3火	10/ 1火	11/ 5火	12/ 3火	1/ 7火	2/ 4火	3/ 3火
	9/17火	10/15火	11/19火	12/17火	1/21火	2/18火	3/17火
ハローワーク串本 (相談会 13:30～17:00)	9/19木	10/17木	11/21木	12/19木	1/16木	2/20木	3/19木
ハローワーク新宮 (相談会 13:30～17:00)	9/11木	10/10木	11/14木	12/12木	1/ 9木	2/13木	3/12木
	9/26木	10/24木	11/28木	12/26木	1/23木	2/27木	3/26木

事業所への
専門家派遣の
お申込みは
裏面へ



お問い合わせはこちら

和歌山働き方改革推進支援センター



0120-731-715

✉ hatarakikatasoudan@gmail.com

http://www.sr-wakayama.jp/



一企業訪問支援のご案内一

社会保険労務士が、**最大3回**まで事業所に訪問し支援いたします。



訪問
無料

1回目訪問

訪問支援の流れ

企業が抱える労務管理・経営管理等の実情を確認させていただきます

2回目訪問

労務管理・経営管理等改善計画を提案し、改善に向けた助言をいたします

3回目訪問

必要に応じて2・3ヵ月経過後に企業の取組状況を確認させていただきます

土・日や夜の
訪問可能です!



「企業訪問支援」申込書

FAXでお申込みの場合は、下記お申込書に必要事項をご記入のうえ送信してください。

FAX

073-425-6656

フリガナ	希望日時	月	日	時頃
事業所名	希望日時	月	日	時頃
	希望日時	月	日	時頃
〒 所在地				
ご連絡先				
TEL () -		FAX () -		
お名前		(職名)		
(備考：ご相談内容、ご要望等ご記入ください)				

※個人情報、会社情報につきましては秘密を厳守いたします。

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号和歌山県労働センター 1階



0120-731-715



hatarakikatasoudan@gmail.com



<http://www.sr-wakayama.jp/>